

電力自由化アジェンダ（案）（中間整理）

1. 現状認識

福島第1原子力発電所事故以来、電力需給の逼迫の懸念から、日本中に戦前の統制経済のシンボルワードであった「欲しがりません勝つまでは」というような耐乏を強いる統制一直線の節電が迫られ、大口需要家は電力使用制限令まで発動される事態に陥っている。

また、福島原発事故を受けた東電の損害賠償スキームである「原子力損害賠償支援機構法案」によれば、債務超過が明らかといえる東電を破綻処理せず、本業に係のある送電関係設備（約5兆円）や発電設備の売却に踏み込んだリストラを想定していないことから、賠償原資の確保にあたり電力料金値上げが避けられない状況となっている。

更に、政府提案の再生可能エネルギー買取法案は、電力会社に対しいわば強制的に再生可能エネルギー電力の買取させるものであるが、その買取コストを電力料金に転嫁することを認めていることから、この法案によっても電力料金値上げが避けられない状況となっている。

こうした状況を放置すれば、先進国で最高レベルの日本の電気料金が更に超高価格になることから、日本企業の国際競争力に深刻な悪影響を及ぼし、海外移転が加速し、ひいては日本経済全体が戦後最悪の窮地に陥りかねない状況となっている。

こうした中、東京都立川市では、大震災前の平成22年度の立川競輪場の電力供給契約を、東京電力から特定規模電気事業者（PPS）に変更したところ、電力使用料が26.5%下がったことが報告されている。更に、平成23年度契約においても小中学校などに広げる結果、15～20%の電力使用料の低下が見込まれている。

現在、電力自由化は、一部の大口需要家を対象にしか行われていないが、「立川モデル」をみれば、これを更に進めて行けば、電力料金が大幅に値下がりすることが十分予想され、日本経済に大きなプラスの影響を及ぼすと想定される。

みんなの党は、このような状況を踏まえ、日本がまず取り組むべき最優先のアジェンダとして「電力料金値下げ」と「電力供給拡大」に向けた「電力自由化」を大胆に前進させることを提案したい。

2. 電力自由化の具体的方策

電力料金値下げのカギを握るのは、

- ① 10 電力会社自体に高い電力料金を保証している制度の大改正と、
- ② 特定規模電気事業者（PPS）をはじめとした電力会社以外の電気事業者の新規参入と供給能力拡大を阻害する制度的制約を取り払うことである。

こうした方策において直ちに措置して実施すべき課題と、直ちに措置して遅くとも3年以内に実施を完了すべき課題に分けて提案する。

(1) 直ちに措置して実施すべき課題

- ① 総括原価方式の禁止とコスト低減のインセンティブを措置

コスト度外視で電力料金高止まり経営の元凶となる総括原価方式を禁止（電気事業法 19 条 2 項など廃止）するとともに、発送電分離までの時限的措置としてコストが高くなればなるほどコストに対する利潤を加える割合を下げる義務付けを措置する。

- ② 電気事業法に基づく電力使用制限令の対象から PPS の契約の相手方を除外
今回の電力需給の逼迫は、東京電力の原発事故によるものであり、電力使用制限令の対象として何の落ち度もない PPS の契約相手方を加えることは不合理極まりないことから、電気事業法に基づく使用制限の対象として PPS の契約の相手方を外す。

- ③ 30 分 3 分「同時同量」制度の撤廃

平成 11 年の電気事業制度審議会の答申に基づき、PPS のモラルハザードの防止の観点として、電力会社エリア毎に、PPS は、需要家の使用量と発電所各々の供給量を 30 分単位で一致させるよう制御（同時同量制度）（注）させることが義務とされ、これが PPS にとって過剰な負担となっていることから 30 分同時同量制度を廃止する。

発送電分離までの間は、地域独占企業である 10 電力会社の完全負担とするか、あるいは、過去の実績に基づくより長期の同時同量制度とすることで PPS の供給モラルハザードを防止する。（答申見直し、関連規定の電気事業法施行規則第 39 条第 2 項改正）

- ④ インバランス料金制度の完全廃止

PPS に需給の不一致（インバランス）が生じた場合、一般電気事業者がこれを補正するが、インバランス料金とは、この補正のために、PPS が一般電気事業者に対して支払う料金のことをいうが、現在のインバランス料金は、PPS において 3% 供給が不足した場合の懲罰的なペナルティが法外な金額（電力小売価

格の4倍)となっており、PPSに対して過剰な負担を課していることから懲罰的なペナルティ料金制度の完全廃止。(関連の同条改正)。

⑤ 託送料金の根拠の透明化及び電力会社自身の送電コストと同水準の託送料設定の義務化

PPSの電力料金の15%~25を電力会社の託送料金が占めているとの事例があり、コストの低い高圧電力の方が、コストの高い特高電力よりも託送料が高く設定されるという合理性を見出せない実態がある。

発送電分離までの間、少なくとも託送料設定の詳細な根拠の開示義務と電力会社自身が同等の電力を送電する場合のコストと同水準の託送料設定の義務化。

⑥ 発電所毎の発電コストの透明化

現在、発電所ベースで比較すれば、PPSの発電所の方が安い場合も多いという指摘があるところ。

個別発電所別、発送電別の部門会計を導入するとともに、電力料金の透明化を図る観点からも発電所毎の発電コストの開示を義務化する。

⑦ 環境配慮契約法の見直し(原発の環境への悪影響を反映)

環境配慮契約法に基づき、地方公共団体の電気の供給を受ける契約について、入札に参加する者に必要な資格として温室ガス等の排出の程度を示す係数を定めることとされており、この係数設定による環境配慮要件に係る裾切りが支障となって入札への参加者が少なくなっている実態があるとのことである。

今回、原発事故がおきたとき、放射能漏れ・放射能汚染水の垂れ流しにより環境に対して重大な悪影響を与えることが証明されたことから、原発の場合も当該係数に反映させることとする。

(注)「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法)第4条においては、地方公共団体及び地方独立行政法人の責務に関して、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素も考慮して(略)温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする、とされている。

更に、同附則においては、電気の供給を受ける契約においては、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室ガス等の排出の程度を示す係数を定めた上で、当該入札に係る申込みに係る価格に基づく価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする、とされている。

⑧ 賢い節電の推進

ア スマートメーター(次世代電力計)を全世帯設置を推進

通信機能を備えた次世代電力計(スマートメーター)の全世帯設置を推進し、消費者と電力事業者との情報のやりとりを進め、消費者にリアルタイムで電力

料金や電力使用量を伝え、賢い節電を推進する。

(注) 電力会社が電力メーターの仕様を決め、スマートメーターなどの導入を阻んでいるという指摘もあることから、電力メーター市場において電力会社の不当な関与を排除する。

イ 消費電力の見える化

10 電力会社に対して可能な限り消費電力の見える化を義務化（順次はじめ、2年以内に完了）し、その他の電気事業者に対しては当面努力義務とする。

ウ 時間帯別の料金サービスの推進

電力供給サイドの状況に応じて、必要な時間帯に電力消費を抑制・シフトした顧客に対し、翌月以降の電気料金の支払いに利用可能ポイントを提供するなど賢い節電を推進する。

(2) 直ちに措置して遅くとも3年以内に実施すべき課題

① 電力小売の自由化

現在、特別高圧または高圧受電で、契約電力が原則として50キロワット以上の需要（大口需要家）しか電力自由化の対象とされておらず、電力小売の自由化が進んでいない。従って、電力の小売自由化を措置（省令等改正）する。

② 発送電分離（配電・変電を含む送電部門と発電の分離）

一般電気事業者に対し、発送電の兼業禁止規制を措置し、現在の兼業状態を移行期間の2年以内に解消（分社化など）する義務を規定。

具体的な解消にあたっては、送電部門を切り離す場合には送電部門をセットで切り離し、発電部門を切り離す場合には発電所毎の切り離しを可能とする。

国が送電部門又は発電部門を買い受ける一時的な受け皿も用意し、民間ベースで兼業状態の解消が進まない場合には、国が一時的に買上げを行うこととする。

なお、東京電力に関しては、原発賠償に絡み、破綻処理を通じて、他の電力会社に先んじて発送電分離を目指すものとし、ここで把握した問題点を発送電分離の本体実施に効果的・効率的につなげていくものとする。

③ 送電事業法を制定（発送電分離後）

送電業者が独占的地位を濫用し、不当に高い託送料を徴収しない枠組みなど制度整備。

④ 発電入札制度を整備

送電業者が発電業者の電力を送電網に乗せるにあたっては、必ず発電業者毎の取引所を介した電力料金を把握の上、電力供給の安定を害しない限りにおいて料金の安い電力を送電網を通じて供給するよう措置。